



島根県報

平成29年4月18日（火）

第2,895号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定代理納付者の指定	（税 務 課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	3
土砂災害警戒区域の指定の解除	（ ” ）	4

【公 告】

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	（薬 事 衛 生 課）	4
-------------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第219号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年 4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

自動車税（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) M a s t e r C a r d

(2) V I S A

(3) J C B

(4) D i n e r s C l u b

(5) A M E R I C A N E X P R E S S

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成29年 5月 1日から平成30年 3月31日まで

島根県告示第220号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成29年 4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	CSいずも放課後デイサービス渡橋事業所	出雲市渡橋町327-2	平成29年 4月 1日
社会福祉法人つわの清流会	放課後等デイサービス つくしんぼ	鹿足郡津和野町池村1997-1	平成29年 4月 1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人玉依会	さんてらすなの花	松江市大庭町1808-5 Kファクトリー2F	平成29年 4月 1日
株式会社オレンジロード	ブルーム へちま	松江市学園二丁目25-8	平成29年 4月 1日
社会福祉法人ねむの木福祉会	リズム内中原	松江市内中原町320-17	平成29年 4月 1日
社会福祉法人ねむの木福祉会	あおぞら児童クラブえすばす	松江市西川津町2663-6	平成29年 4月 1日

社会福祉法人ねむの木福祉会	あおぞら児童クラブえすばす 2	松江市西川津町2663-6	平成29年4月1日
一般社団法人なないろの空	なないろの風	出雲市平田町7256	平成29年4月1日
特定非営利活動法人コミュニ ティサポートいずも	CSいずも放課後デイサービ ス渡橋事業所	出雲市渡橋町327-2	平成29年4月1日
社会福祉法人亀の子	かめっ子クラブⅢ	大田市長久町長久口268-2	平成29年4月1日
社会福祉法人つわの清流会	放課後等デイサービス つく しんぼ	鹿足郡津和野町池村1997-1	平成29年4月1日

3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人玉依会	さんてらすなの花	松江市大庭町1808-5 Kファク トリー2F	平成29年4月1日
有限会社	こどもひろばCOCOっ子	出雲市斐川町莊原3169-20	平成29年4月1日

島根県告示第221号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市湖陵町三部1498-17、1498-19、1498-34、1498-38、1530-2、1530-74から1530-76まで、湖陵町二部2638-44、2638-46、2638-78、2638-80、2638-81、2676-47から2676-50まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

土石流

本郷A

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年島根県告示第264号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成29年 4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称
浜田市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
土石流
本郷A
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成29年 4月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 主催者の名称及び住所
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一丁目2番27号
- 3 講習日程
第1日 平成29年10月23日
第2日 平成29年10月30日
第3日 平成29年11月6日
- 4 申込書の配布及び受付期間
配布 平成29年7月18日から同年8月10日まで
受付 平成29年8月21日から同年9月4日まで
- 5 講習会場
くにびきメッセ
島根県松江市学園南一丁目2番1号
- 6 受講料
1人18,000円